

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

○議長（石橋英和君）この際、報告いたします。経済建設委員会委員長 山田君から平成26年12月8日付をもって議案1件が提出されました。議案は、お手元に配付いたしております。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において6番 小西君、15番 田中君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第13号 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会条例について から、日程第4 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について までの3件

○議長（石橋英和君）日程第2 議案第13号 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会条例について から、日程第4 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。
総務委員会委員長 21番 岡君。

〔21番（岡 弘悟君）登壇〕

○21番（岡 弘悟君）おはようございます。
それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託された議案第13号 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会条例について、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月5日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第13号は、平成28年度までの3カ年で公共施設等の総合的な管理を行うための計画を策定するにあたり、幅広く外部の意見を求めるため、市長の附属機関として新たに委員会を設置するための条例である。

委員から、市の若手職員らの提案など計画策定へのかかわりについて ただしがあり、HMP48等研究グループから提言を受け、本委員会において審議する方法もあると考えている との答弁がありました。

市民公募による委員選考において、選考の考え方、また、条文中、適任者がなかったときとあるが、適任でないと判断する根拠について ただしがあり、計画を実効性のあるものとするためには、活発で幅広い議論が必要であり、いろんな分野の市民に入っていくことが望ましいと考えている。また、適任者であるかどうかについては、公募段階で動機や意気込みを尋ね、公共施設を総合的に判断できる人物かどうかを判断する との答弁

がありました。

議案第26号は、これまでの管理運営実績が良好である公益財団法人橋本市文化スポーツ振興公社を平成27年4月1日から30年3月31日までの3年間引き続き指定するものである。

委員から、当該法人から提出された収支予算書の利用料金収入及び人件費支出に係る年度ごとの差異について ただしがあり、利用料金収入については各年度の行事計画等の見直しをもとに予算化したものである。また、人件費支出については、館長ほか計4名の人件費で、正規職員の昇給分を含めた予算計上となっている との答弁がありました。

当該法人を指定するにあたり、市と法人のなれ合いと受け取られることのないよう留意する必要があること、また市の現幹部職員が法人の役員等に就任していることについて ただしがあり、指定管理者の指定においては、公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例及び同条例施行規則に基づき行っており、事業報告を提出させるとともに、必要に応じて実地調査や指導等を行うことで適正な管理状況を確保している。市は当該公社の設立に係る出資団体であり、その運営に関与、監視するために役員等に就任している との答弁がありました。

議案第28号は、引き続き岸上区を平成27年4月1日から29年3月31日までの2年間指定するものである。なお、当該施設は今回の指定管理期間が満了する平成29年3月末をもって廃止することとなっており、この間修繕の必要が生じたとしてもこれを行わず、その時点で施設の廃止となる場合がある。

委員から、自宅に風呂のない方等への対応について ただしがあり、当該施設はコミュニティ・語らいの場としての役割が大きい、風呂のない方には、既存の民間施設の入浴料との差額補助、または他の市施設への役割の

移管等、岸上区と十分協議していきたい との答弁がありました。

以上です。議員皆さまのご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第13号の討論に入ります。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第13号 橋本市公共施設等総合管理計画策定委員会条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（石橋英和君）次に、議案第26号の討論に入ります。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(石橋英和君)次に、議案第28号の討論に入ります。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第25号 市道路線の認定について と、日程第6 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について の2件

○議長(石橋英和君)日程第5 議案第25号市道路線の認定について と、日程第6 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 8番 山田君。

〔8番(山田哲弥君)登壇〕

○8番(山田哲弥君)それでは、委員長報告

を行います。

去る12月4日の本会議において、本委員会に付託された議案第25号 市道路線の認定について、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、12月8日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第25号は、民間事業者が宅地造成に伴い設置した道路を、地権者の依頼により新たに向島36号線として市道認定するものであり、委員会はさきに現地に赴き調査の後、審査を行いました。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

議案第27号は、橋本林間田園都市駅前輪場について、指定管理期間が平成27年3月に満了するため、指定管理者の公募を行い申請があった3法人のうち、選定委員会において公益社団法人橋本市シルバー人材センターが全会一致で選定されたので、平成27年4月から30年3月までの3年間を指定管理者として指定するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。

以上でございます。

○議長(石橋英和君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第25号の討論に入ります。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)次に、賛成の立場で討

論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号 市道路線の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（石橋英和君）次に、議案第27号の討論に入ります。

まず、原案に反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 請願第16号 消費税増税10%引き上げ中止に関する意見書の提出を求める請願について

○議長（石橋英和君）日程第7 請願第16号 消費税増税10%引き上げ中止に関する意見書の提出を求める請願について を議題といたします。

ただ今、議題となりました本件に関し、総務委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申請書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第8 請願第17号 集团的自衛権の行使に反対する意見書の提出を求める請願について

○議長（石橋英和君）日程第8 請願第17号 集团的自衛権の行使に反対する意見書の提出を求める請願について を議題といたします。

ただ今、議題となりました本件に関し、総務委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、お手元に配付いたしました申請書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第9 請願第18号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について

○議長（石橋英和君）日程第9 請願第18号 「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願について を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。
経済建設委員会委員長 8番 山田君。

〔8番（山田哲弥君）登壇〕

○8番（山田哲弥君）委員長報告をさせていただきます。

去る12月4日の本会議におきまして、本委員会に付託された請願第18号「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願についてを審査するため、12月8日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

請願第18号の趣旨は、政府が進めようとしている農業協同組合の見直しにあたっては、JAグループが農協や組合員などの現場の意見をくみ上げて策定した自己改革の内容を尊重した見直しとなるよう、政府に対し、「農協改革」に関する意見書の提出を求めるものである。

紹介議員に対し、なぜ衆議院議員総選挙が実施されるこの時期に請願が提出されたのかとのただしがあり、衆議院が解散する以前に、アベノミクスという一連の流れの中で閣議決定された農協改革に対して、できるだけ早く意見書を提出してほしいという思いから本請願は提出されており、総選挙とは関係がないと考えているとの答弁がありました。

以上でございます。

○議長（石橋英和君）ただ今の委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、採択することに反対の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）次に、賛成の立場で討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、請願第18号「農協改革」に関する意見書の提出を求める請願についてを採決いたします。

委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択されました。